

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

繰上げ減額率緩和・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

## 1. はじめに

経済協力開発機構(OECD)の国際比較によれば、日本のモデル年金(老齢年金)の平均的所得代替率は低く、OECD 加盟国平均の59%に対し、37%に過ぎない。また高齢者の貧困率はOECD 加盟国平均の14%に対し、日本は20%と高い[OECD 2019: 23-31]。そうした中、繰上げ支給制度の減額率緩和および資格期間短縮化は、公的年金給付水準および貧困状態に影響を与える制度改革・導入として注目される。

繰上げ支給制度とは、一般的な支給開始年齢である65歳未満で公的年金を受給する制度であり、60歳から受給可能である。現行制度では支給開始年齢により最大30%が減額される。いったん繰上げ受給すると、減額率は生涯続くことになる。しかし、この減額率は2001年に緩和され、改革前と比較して繰上げ受給しても相対的に高い年金給付水準を得られることとなった。

また従来25年以上の資格期間が年金支給のための要件となっていたが、2017年8月1日以降、それが10年に短縮された。期間短縮該当者は新たに老齢年金を受給可能となる一方、25年以上の資格要件を満たす老齢年金受給者と比較すれば、年金額は資格期間に比例して決まるため、期間短縮該当者(かつての無年金者)が新たに受け取れる老齢年金給付額は制度設計上、かなり低いものとなる。

本稿では厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の調査票情報を用い、これら2つの制度改革が低年金受給者の生活実態にどのように影響したか明らかにする。より具体的には、減額率緩和により、(1)繰上げ受給率が上昇したか、(2)繰上げ受給者の貧困リスクは低下したか、(3)資格期間短縮化により該当者が貧困脱出できたか、(4)貧困かつ期間短縮該当者の生活保護受給率は高いのか、の4点について明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。次節で制度的背景および先行研究について説明する。第3節でデータおよび分析手法について述べる。第4節で繰上げ減額率に関する分析結果、第5節で10年期間短縮に関する分析結果を示す。第6節で本稿の知見のまとめを行う。

結論を先取りすれば、主要な知見として、(1)減額率緩和による繰上げ受給率上昇は女性のみ制度改革から1年のラグ(時間差)を伴って確認できること、(2)繰上げ受給は男女とも貧困リスクを低下させるが、減額率緩和によるさらなる貧困リスク低減は女性のみ制度改革から2年のラグを伴って確認できること、(3)貧困リスクを回避できたと見込まれる期間短縮該当者が1割いた一方で、(4)被保護高齢者の多く(それまで年金受給資格がなかった被保護高齢者の3割)が年金受給資格を得たことで期間短縮該当者の生活保護受給率は高いこと、の4点が明らかになった。

## 2. 制度的背景および先行研究

### (1) 繰上げ支給減額率・繰下げ支給増額率の変更

2000年(平成12年)の年金制度改正に伴い、2001年4月から、1941年4月2日以降に生まれた者の繰上げ支給の減額率と繰下げ支給の増額率が改定された。それまでの増額率・減額率は、1955年の生命表に基づいていたため<sup>1</sup>、その後の平均余命の伸び、予定利回りの低下、スライド率の変更などのパラメータを加味した<sup>2</sup>ことが、この改正の背景にあった。さらに減額率・増額率は、それまで年単位で定められていたが、改正後は月単位で定められることになった。

改正により減額率・増額率は以下のように計算されることとなった。

$$\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$$

$$\text{増額率} = 0.7\% \times 65 \text{歳に達した日から繰下げ支給の請求をした時点までの月数}^3$$

その結果、表1に示すように、改正前に60歳から受給すると年金額は42%減額されていたが、改正後は繰上げ請求月に応じ、24.5%から30.0%までの減額となり、同じ60歳からの受給でも改正後は受給額が相対的に増大した。逆に繰下げ受給については、改正前は70歳から受給すると年金額は88%増額していたが、改正後は繰上げ請求月に応じ、42%の増額となり、同じ70歳からの受給でも改正後は受給額が相対的に減少した。

**表1: 国民年金繰上げ・繰下げ受給における減額率の変更**

このような増額率・減額率の変更は、繰上げ・繰下げ受給についてどのような効果をもたらすのであろうか。まず、月単位での選択が可能になったことで、個人の状況に応じた繰上げ・繰下げが容易となる可能性がある。つまり、より多くの人々が繰上げ・繰下げ受給を利用する可能性がある。さらに、1955年の生命表に基づいたレートと比較すると、繰上げ・繰下げ受給者と65歳で受給開始した者との間で、年金額の設定がより年金数理的に公正になったことから、やはり繰上げ受給者は多くなる可能性がある。一方、繰下げ受給については、2001年度より前は、寿命が長くなったにも関わらず、増額率は1955年の寿命に基づいていたため、繰下げ受給者は過大な給付分を享受できていたが、改革後はその過大な給付分が消えたため、むしろ繰下げ受給者は減る可能性もある。

改正前後の繰上げ・繰下げ受給率の変化をみるため、旧社会保険庁と厚生労働省『事業年報』に基づき、実際の新規裁定者の繰上げ・繰下げ受給率を男女別に示したのが図1である。1988年度以降<sup>4</sup>、新規裁定者に占める繰上げ受給率は低下傾向にある。また1988年度時点では女性の繰上げ受給率は70%を超え、男性より10ポイントも高かったが、繰上げ受給率の低下と共に男女差も縮小した。

<sup>1</sup> 厚生労働省『簡易生命表』によれば、60歳時点の平均余命は1955年に男性14.97年、女性17.72年であったのが、2001年には男性21.72年、女性27.13年になった。減額率・増額率の改正までの46年間に60歳時点の平均余命は男性で6.75歳、女性で9.41歳伸びたことになる。

<sup>2</sup> より具体的には数理的に生涯受給額が等価となる減額率を基準として再設定され、その際に使用したパラメータ(平成11年財政再計算の前提)は、①平成7年完全生命表による年齢別の死亡率 ②予定利回り4.0%、③賃金上昇率2.5%、④物価上昇率1.5%である。

<sup>3</sup> より正確に言えば「月数」とは、65歳に達した日(または受給権を取得した日)の属する月から支給繰下げを申請した日の属する月の前月までの月数のことである。

<sup>4</sup> なお1988年以前のデータまで遡ると、1983年に繰上げ受給率はピークである77.4%(男女合計)に到達した後、一貫して2000年まで減少傾向にある。

## 図 1: 国民年金の繰上げ・繰下げ受給率(%)

一方、2001 年の繰上げ減額率改定の影響について着目すると、1941 年度生まれが 60 歳に到達した 2001 年度以降の数年間については、新規裁定者の繰上げ受給率はいったん下げ止まったことがうかがえる。

ただし 1941 年度生まれ以降は、満額の老齢基礎年金を受給するための必要な保険料納付期間が 40 年間となった最初のコーホートでもある。老齢基礎年金の満額受給に必要な保険料納付期間は 20 歳から 60 歳までの 40 年間であるが、1940 年度生まれ以前は、1961 年 4 月 1 日から 60 歳に達するまでの全期間保険料を納付していれば満額の老齢基礎年金を受給可能となっている<sup>5</sup>ことに注意が必要である。

基礎のみの本来年齢(65 歳)での受給者および繰上げ受給者の基礎年金平均月額を年度別推移を示したのが図 2 である。満額基礎年金受給に必要な保険料納付期間が 40 年間となった最初のコーホートが 65 歳に到達したのは 2006 年度である。2002 年度より本来年齢受給者の平均月額は低下傾向あったとはいえ、2005 年度から 2006 年度の間は 3%(1600 円程)低下し、2002 年度から 2005 年度までの 2%程度の低下と比較すれば相対的に大きな低下となっている。

## 図 2: 基礎のみの本来年齢(65 歳)受給者および繰上げ受給者の老齢基礎年金平均月額(年度、円)

基礎のみの繰上げ受給者の老齢基礎年金平均月額については、減額率緩和前の 2000 年度から緩和後の 2001 年度に 3%(1200 円程)上昇している。比率としては、満額基礎年金受給に必要な保険料納付期間が 40 年間となったことによる平均月額の変化とほぼ同程度で、減額率緩和の影響を相殺してしまった可能性もある。

以上を勘案すると、1941 年度以降のコーホートで、減額率緩和の影響を識別しようとしても、満額基礎年金受給のための保険料納付期間の変更も影響を及ぼしている可能性(たとえば、65 歳からの満額基礎年金額が下がったため、減額率が緩和されても、繰上げ受給を選択しにくくなる等)があることに注意が必要である。

### (2) 繰上げ受給に関する先行研究

繰上げ受給の決定要因に関し、受給開始年齢に関する研究はすでに多く存在する。全米自動車労働組合員データを用いた Burkhauser[1979]は、ライフサイクル仮説に基づき、繰上げ受給した場合の年金資産額を通常の支給開始年齢で受給した場合の年金資産額で割った値が大きく(つまり繰上げ受給による減額が相対的に小さく)、将来の期待稼得収入が低く、過去 1 年間の欠勤率(論文では健康が悪いことの代理指標と解釈)が高い場合、繰上げ受給確率が上がることを実証した。Burkhauser[1980]でも、アメリカ国勢調査局「人口動態調査(Current Population Survey)」と社会保障記録のマッチング・データを用い、公的年金(老齢・遺族年金: OASI)の 62 歳(つまり当時、最も早い受給開始年齢)での受給確率<sup>6</sup>には、OASI 年金資産額が大きく、稼得収入や私的年金額が低いことが正の影響を与える<sup>7</sup>ことを示した。Coile et al.[2002]はアメリカ社会保障庁のデー

<sup>5</sup> 国民年金が発足した 1961 年 4 月 1 日に 20 歳以上であると、この 40 年間の加入期間を満たせないための措置である。

<sup>6</sup> 当時は 62 歳から 65 歳まで受給開始を遅らせると 1 年あたり 6.67%分の受給額増となっていた。

<sup>7</sup> Burkhauser[1980]は健康指標が入手可能でないため、分析に使用されていない。

タを用い、実際 70 歳まで生存していること(予測寿命の代理指標)、資産額が低いあるいは高いことの両方が公的年金の受給開始を遅らせることを示した。Hurd et al. [2004] は、「健康と引退調査(Health and Retirement Survey: HRS)」を用い、85 歳までの期待生存確率が 0、大卒未満の学歴で受給開始年齢が早いことを確認した一方、金融資産が多いと受給開始年齢が遅くなる効果は確認できていない。さらに年金受給開始可能となる 62 歳で、ほとんどの人が実際には年金を受給開始していることも指摘している。

日本でも 1990 年代終わりから、公的年金の繰り上げ・繰り下げ受給に関する調査研究が積み重ねられている。筆者の知る限り、老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ受給要因を明らかにした最も早い時期の調査として厚生省[1998]が挙げられる。この調査では繰り上げ受給希望者にその理由を尋ねており、55-59 歳では「長生きできると思っていないから(41%)」と「早く生活費の足しにしたいから(33%)」の 2 つの理由でほぼ 7 割を占める<sup>8</sup>。

駒村[2007]は、都道府県別データを用い、女性については平均寿命が長いほど、繰り上げ受給に有意に負の影響を与えること(男性では有意でない)、また男性では自営業率と高齢者のみ世帯率が、繰り上げ受給に有意に負の影響を与えることを示した。また駒村[2009]では、独自のインターネット調査で得られたデータに基づき、予測寿命が長く、主観的時間割引率が低く、所得が高いことが、受給開始タイミングを遅らせることを示した<sup>9</sup>。

山田[2012]は、労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」を用い、厚生年金における繰上げ・繰下げ支給を分析している。その結果、繰上げ受給確率には、定年等を契機とする離職後の失業経験と正に有意な相関がある一方、主観的時間割引率については、繰上げ・繰下げ共に有意な相関を確認できていない。また繰上げ受給した人々の相対的貧困率は 13%と、繰上げしていない人々と比較して統計的に有意に高いことも示した。後続の労働政策研究・研修機構が 2014 年に実施した「60 代の雇用・生活調査」を用いた、山田[2020]では、厚生年金における繰上げ受給確率が、男性では健康不良であると高く、高学歴者ほど低く、失業を経験していると高いこと、繰上げ受給者の相対的貧困リスクは男性 60-64 歳で高いことを示した。さらに山田[2018]では、夫婦/本人年収が生活扶助基準を下回る老齢年金受給者であっても、繰上げ受給していると、被保護確率が低いことを報告している。いずれも雇用と年金の接続に空白が生じる可能性のある年齢階級において、繰上げ受給が一つの重要な所得保障手段となっていることを示唆する結果である。

Shimizutani and Oshio [2016] は「くらしと健康の調査(Japanese Study of Aging and Retirement: JSTAR)」を用い、60-65 歳で公的年金を受給開始した者に限定し、男女別および国民年金・被用者年金別に繰上げ受給要因をプロビットモデル(クロスセクション)で分析した<sup>10</sup>。その結果、国民年金では男女とも年齢(年齢が高いほど繰上げ受給確率は有意に高い)以外の変数が有意でない一方、被用者年金では、教育水準が高く(男性のみ有意)、資産が多く、主観的時間割引率が低いと、繰上げ受給確率は有意に低いことを示した<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> なお 1 割強の人は「自分で自由に使える小遣いがほしいから」という理由を挙げている。

<sup>9</sup> ただし、繰上げと繰下げについて別個に推計した場合には、繰上げについては、所得は有意でなく、繰下げについては予測寿命以外有意でない。

<sup>10</sup> Shimizutani and Oshio [2016] では繰下げ受給の分析については捨象している。本稿でも使用データ(後述)で繰下げ受給者を識別できないため捨象する。

<sup>11</sup> 繰上げ受給要因として、年齢、教育水準、資産、予測寿命、主観的時間割引率、リスク回避度に関する変数を用いている。このように国民年金と被用者年金で有意な変数が異なる要因として、Shimizutani and Oshio [2016] は、国民年金では自営業、非正規雇用、非就業者などを適用しており、相対的に加入者の異質性が高く、そうした異質性を捉えられていない(つまり観察できない個人属性を十分に統御できていない)ためと考察している。

また失権率の行政データからは、「(男女とも)老齢基礎年金の繰上げ支給を選択している者の死亡率が、他制度の老齢年金受給者の死亡率よりも高い」ことも指摘されている[社会保障審議会年金数理部会, 2016: 50]。つまり、繰上げ受給者は現実に寿命が短いことも確認されている。

以上をまとめると、健康状態が悪く、所得が低く、主観的時間割引率が高いと受給開始年齢が早くなることについては一貫した結果となっている。ただし、資産額が低いことが受給開始年齢を遅らせるかどうかについては日米の研究で一部相違する結果となっている。

資産額が低いこと、所得が低いことが繰上げ受給確率を高めるのであれば、減額率の緩和は繰上げ受給者の貧困リスク低下に寄与したかどうか重要な論点となる。しかし、2001年からの繰上げ減額率の緩和が、貧困リスクにどのような影響を与えたのか、そもそも繰上げ受給確率にどのような影響を与えたのか自体、筆者の知る限り、知見は少ないようである。そこで本稿では、この繰上げ減額率の緩和の影響を明らかにすることを第一の目的とする。

### (3) 資格期間の短縮化

繰上げ減額率の緩和以外にも、高齢者の貧困リスクに影響を与えたと考えられる政策変更が近年行われた。2017年8月1日より、老齢年金を受け取るための資格期間(保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間等の合算期間)が25年から10年に短縮された。もともと2012年の年金機能強化法<sup>12</sup>では、この期間短縮の実施は消費税の10%引き上げ時に予定していたが、2016年の同法改正により2017年度中の実施となった[厚生労働省, 2016]。

期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る対象者は約40万人であり、それ以外に特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人と見積もられていた[厚生労働省, 2016]。また期間短縮については2017年8月までに資格期間が10年以上25年未満の対象者に、年齢順・男女別に2017年2月下旬から7月上旬までに、日本年金機構から年金請求書が送付されることで周知された[日本年金機構, 2017]。

国民年金の未納に関する過去の研究サーベイ[駒村・山田, 2007]に基づけば、期間短縮該当者の多くが低所得層であり、この制度改正は、貧困リスクや生活保護受給率に影響を与えたものと考えられる。こうした影響についても、比較的新しい制度改正であるため、筆者の知る限り、知見は少ないようである。そこで本稿では、この期間短縮による影響を明らかにすることを第二の目的とする。

## 3. データと分析手法

### (1) データ

データとして、厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報を用いた。「老齢年金受給者実態調査(以下、「年金調査」と略す)」は厚生労働省年金局数理課が実施している統計法上の一般統計、「年金制度基礎調査」の一つである。「年金調査」は日本年金機構が支給する老齢年金の受給者を対象とし、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているか捉えることを目的とし、郵送調査で行われている。2017年調査では有効回答率は66%で、有効回答となったサンプルは3万6千程である[厚生労働省, 2019]。

2017年調査の特長として、調査時点が2017年12月1日であり、同年8月1日から始まった期間短縮の該

---

<sup>12</sup> 年金機能強化法の正式名称は「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」である。

当者を識別可能となっている。調査時点で、調査対象者数 3,625 万人の中、1%に相当する 38 万人が期間短縮該当者であるが、調査客体数 5 万 5 千の中、9%に相当する 5 千を期間短縮該当者に割り当てており、有効回答による脱落を考慮してもなお 2700 近くの期間短縮該当者サンプルが分析可能となっている[厚生労働省, 2019]。

またさらに 2 点の特長が挙げられる。前回までの調査と同様、生活保護受給の有無を尋ねており、本稿で明らかにしたい公的年金を受給する被保護高齢者の属性情報を得ることが可能である。加えて日本年金機構の業務データに基づく補正により、年金に関する調査項目については正確さが期されている[厚生労働省, 2019]。

## (2) 分析対象サンプル

本稿の目的は減額率緩和と資格期間短縮化という 2 つの政策の効果を定量的に把握することであるため、分析目的に合わせ 2 つのサブ・サンプルを用いた。

減額率緩和の分析については、(ア)65 歳以上で老齢基礎年金のみ(厚生年金/共済年金を受給していない)かつ受給資格要件は 25 年以上(期間短縮該当者でない)という 2 つの条件に該当するサブ・サンプルを用いた。厚生年金/共済年金受給者を除外したのは、減額率の緩和対象となった 1941 年 4 月 2 日以降生まれ(男性)では、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げの対象コーホートと重なるため、この定額部分の支給開始年齢引き上げ(=繰上げ受給を選択できるようになった)効果と減額率緩和の効果とを識別できないからである。さらに、全部繰上げと一部繰上げについても識別できない。

資格期間短縮化の分析については、(イ)65 歳以上の老齢年金受給者かつ生活扶助基準未満(無配偶者については本人所得が生活扶助基準未満)という 2 つの条件に該当するサブ・サンプルを用いた。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者については夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで判断した。無配偶者については本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで判断した。データ上、居住地の級地は識別できないため、最も高い 1 級地 1 基準と最も低い 3 級地 2 基準の 2 つを用いた。

## (3) 分析手法

減額率緩和に関しては 2 つの分析を行う。第一の分析は、減額率緩和により、繰上げ受給者が増えたかどうかを検討する。具体的には先行研究で示された資産(貯蓄額・住宅)や健康状態(病気・高齢等による就労不能)等の属性を統御した上でもなお減額率緩和が開始された 1941 年度生まれ以降の繰上げ受給率が上昇したかどうかについて検証する。

減額率緩和に関する第二の分析では、減額率が緩和された 1941 年度以降生まれを制度変更の対象となったグループ、1940 年度以前生まれを制度変更の対象とならないグループとして、両グループの貧困(生活扶助基準未満)確率の差を検討する。より具体的には、貧困確率を説明する以下の式を推計する。繰上げ受給の有無(*early*)、1941 年度生まれ以降かどうか(*cohort*)と、これら 2 つの交差項のパラメータを各々推定する。1941 年度生まれ以降に対し減額率が緩和されたため、1940 年度生まれ以前と比較し、減額率緩和により繰上げ受給者の貧困リスクが低減されているのであれば、交差項の係数  $\beta_3$  は負となることが予想される。

$$Poverty_i = \alpha + \beta_1 \cdot early_i + \beta_2 \cdot cohort_i + \beta_3 \cdot (early_i \times cohort_i) + \gamma \cdot Z_i + \varepsilon_i$$

資格期間短縮に関しても 2 つの分析を行う。第一の分析は、仮想的に期間短縮該当者が公的年金を受給していなかった場合に貧困(夫婦/本人所得が生活扶助基準未満)かどうか判定した上、公的年金受給により貧困を脱出できたかどうか検討する。第二の分析では、期間短縮により新たな年金給付を得たことにより、同じ貧困リスクに直面している人々と比較し、生活保護を受給する確率が低いかどうか検討する。

なお生活保護制度の他法優先の原則により、生活保護給付が期間短縮による年金給付に置換されただけで、生活保護受給者が新たに老齢年金受給者となったため、「老齢年金受給者実態調査」の調査対象となった可能性もある。この可能性についても公表統計に基づき検討する。

#### 4. 繰上げ減額率緩和に関する分析結果

##### (1) 減額率緩和に関するクロス集計

繰上げ減額率が、各生年度生まれ別の繰上げ受給率にどのような影響を与えたか、クロス集計等により確認していく<sup>13</sup>。図 3 は 65 歳以上の基礎のみ(厚生/共済年金がない)老齢年金受給者の繰上げ受給率を各生年度生まれ別に男女別に示したものである。図中央付近の縦線は、減額率緩和が行われる直前の 1940 年度生まれコーホートを示している。もしこの縦線より右側で繰上げ受給率が上昇しているのであれば、減額率緩和により、繰上げ受給が促進されたと解釈可能である。

図 3: 老齢年金の繰上げ受給率

男女とも 1940 年度生まれと比較し、1941・1942 年度生まれの両コーホートの繰上げ受給率は上昇している。ただし、男性では 1947 年度生まれにおいて、女性では 1943・44 年度生まれにおいて繰上げ受給率は落ち込んでおり、1941 年度生まれ以降、繰上げ受給率が一貫して上昇していく傾向は特に見いだせない。減額率緩和による繰上げ受給率上昇が一時的にあったにせよ、その上昇は一定の範囲に止まった可能性がある。

減額率が緩和されたのであれば、繰上げ受給者の平均公的年金額が上昇する可能性がある。しかし、一定の所得水準未満にある者が、生活費を埋め合わせるため、一定額の所得を確保しようと繰上げ受給しているのであれば、繰上げ受給者の平均公的年金額は(一定水準の年金額が確保されない限り、繰上げ受給を選択しないため)減額率緩和後であっても変化がみられない可能性もある。

これらの 2 つの可能性のどちらが尤もらしいのか確認するため、1941 年 4 月以降生まれで、繰上げ年金受給額が不連続に上昇しているかどうか確認したのが、図 4 である。ここでは、1941 年 4 月生まれ以降で減額率緩和の制度変更が明確に割り当てられているので、シャープな回帰不連続デザインを仮定し、生年度月を説明変数とする 3 次曲線により近似している。図 3 の中央付近の縦線は繰上げ減額率が緩和された 1941 年 4 月(cut off point)を示している。また影をつけた部分は各年度生まれの繰上げ年金平均受給額平均の 95%信頼区間を表している。

図 4: 繰上げ年金受給額のシャープな回帰不連続デザイン

1941 年 3 月以前生まれと 1941 年 4 月以降生まれとで繰上げ年金平均受給額の 3 次の近似曲線は不連続

<sup>13</sup> クロス集計等の結果はすべてウェイト調整済の数値を示している。

に描かれているが、信頼区間が重なっていることから分かるように、男女とも 1941 年度の区切れ目で受給額に統計的に有意な差は確認できなかった。

また繰上げ受給の有無および繰上げ理由について、65 歳以上の基礎のみの老齢年金受給者(ただし期間短縮該当者を除く)の男女別に 1940 年度以前生まれと 1941 年度以降生まれで分布の差を検討した結果を表 2 に示した。調査では、繰上げ理由を「年金を繰り上げないと生活出来なかったため」、「生活の足しにできなかったため」、「減額されても、早く受給する方が得だと思ったため」の 3 つの選択肢で尋ねている。

**表 2:繰上げ理由(65 歳以上、基礎のみ、期間短縮該当者以外)**

減額率緩和により本来年齢(65 歳)より早く受給する方が得だと考えた繰上げ受給者の増大は確認できない。最も多い繰上げ理由は男女とも「減額されても、早く受給する方が得だと思ったから」であり、1940 年度以前生まれか 1941 年度以降生まれかに関わらず、また男女とも繰上げ受給者の 4 割強を占める。男女とも繰上げ受給をしなかった者の比率も含め、1940 年度以前生まれと 1941 年度以降生まれで繰上げ理由の分布について統計的に有意な差は確認できない。

## (2) 減額率緩和が繰上げ受給率に与えた影響に関する Probit 分析

以上のクロス集計による結果は、多様な老齢年金受給者の属性を統御していない。そこで計量経済学的手法を用い、繰上げ減額率緩和が繰上げ受給率に与えた影響について、先行研究に倣い、健康状態の悪化(病気・高齢等により就労不能という変数で代理)、資産(貯蓄額、持ち家)を統御した上で検討する。より具体的には、有配偶状況、他の世帯員の状況、年齢、就業状態、健康状態、職歴、資産(貯蓄額、持ち家)、コーホート・ダミーを説明変数、繰下げ受給(=1)を被説明変数とする Probit 分析を男女別に行う。減額率緩和の対象となるコーホートは「1941 年度以降生まれ」というダミー変数で表されるが、前後 2 年度、計 5 年度の各々のダミー変数を説明変数に加えた推計式でも検討した。

推計結果は表 3 に示した(記述統計については付表 1 参照)。先行研究で示されているように、資産額が少ないと繰上げ受給率は高い。「貯蓄なし」の場合、「貯蓄 500~700 万円」と比較し、繰上げ受給確率は男性で 16%、女性で 14% 高く、統計的に有意である。女性では「貯蓄 100 万円未満」でも 9% 高い。また女性の場合、健康状態が悪い(病気・高齢等による就労不能)と、繰上げ受給率は 37% 高い。ただし、男性の場合は有意でない。

**表 3:減額率緩和が繰上げ受給率に与えた影響に関する Probit モデル**

次に減額率緩和の影響を捉えるためのコーホート・ダミーに注目する。推計式は男女で 2 本ずつあるが、左側の推計式はコーホートの効果を 1940 年度生まれ以前と 1941 年度生まれ以降の 2 つに分けて検討したものである。1941 年度以降生まれダミーは、女性のみ統計的に有意であり、減額率緩和による緩和により 7% 繰上げ受給率が上昇した、と解釈される。

しかしながら、減額率緩和の影響は、改正年度ではなく、当該制度変更が徐々に認知されることによる時間差を伴い現れる可能性も考えられる。そこで 1941 年度生まれ以降ダミー以外に、前後 2 年間、計 5 年間のコーホート・ダミー(1939 年度生まれ以降から 1943 年度生まれ以降ダミー)を入れたのが右側の推計式である。

これら 5 つのダミー変数の係数に着目すると、男性ではいずれも統計的に有意でない。女性では、1941 年度生まれ以降ダミーは有意でない一方、1942 年度生まれ以降ダミーは 10%で統計的に有意である。減額率緩和の影響は、女性のみ確認され、改正年度ではなく、翌年の 1942 年度生まれ以降に時間差を伴って繰上げ受給率は 10%上昇した、と解釈される。

### (3) 減額率緩和が貧困率に与えた影響に関する Probit 分析

減額率緩和により繰上げ受給率が上昇したとしても、所得保障という観点からより重要な疑問は、繰上げ受給により貧困リスクを回避できたかどうかである。「年金を繰り上げないと生活出来なかったため」と「生活の足しにしたかったため」を足し合わせると、繰上げ受給者の半数が該当する(表 2 参照)。そこで繰上げ受給により、貧困リスクを回避できたか、さらに減額率緩和以降のコーホートでより貧困リスクを回避できているか、Probit 分析により確認する。ここでは、夫婦(あるいは無配偶の場合は本人)所得が生活扶助基準未満である場合に貧困であると定義する。生活扶助基準には冬季加算の年間で平均化した月額(地域単純平均)、および期末扶助の年間で平均した月額を含む。最も高い 1 級地 1 および最も低い 3 級地 2 基準の 2 つの貧困基準を用いた推計結果を表 4(記述統計については付表 1 参照)に示した。

表 4: 減額率緩和が貧困(夫婦/本人所得が生活扶助基準未満)確率に与えた影響に関する Probit モデル

まず繰上げ受給をしている場合、いずれの基準でも男女とも貧困に陥っている確率は 12~15%高く、統計的にも有意である。さらに減額率緩和により、貧困リスクをより回避できるようになったかどうかは、1941 年度生まれ以降ダミーと繰上げ受給の交差項の係数が負であるかどうかで判断される。男女とも、いずれの基準でも当該交差項は統計的に有意でない。1 級地 1 基準で、1942~1945 年度生まれ以降の交差項に着目すると、男性では 1942 年度生まれ以降の交差項で -82%(3 級地 2 基準では -58%)の貧困率の低下、1943 年度生まれ以降の交差項では 95%(3 級地 2 基準では 56%)の貧困率の上昇という結果である。貧困率の低下と上昇が相殺されていると考え、減額率緩和による貧困リスク低減の効果は男性については確認できなかった、と解釈される。一方、1 級地 1 基準で女性の推計結果については、1943 年度生まれ以降の交差項でのみ -14%(3 級地 2 基準では -13%)となっている(1%水準で有意)。つまり女性については、減額率緩和から 2 年間のラグ(時間差)を伴い、減額率緩和は貧困リスクを低減した、と解釈される。

## 5. 資格期間短縮に関する分析

### (1) 期間短縮に関するクロス集計表

本節では 2017 年 8 月 1 日より、老齢年金を受け取るための資格期間(保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間等の合算期間)が 25 年から 10 年に短縮された影響について検討する。

期間短縮該当者がどれほど存在しているのかウェイト付けされた結果<sup>14</sup>を示したのが表 5 である。「老齢年金受給者実態調査」に基づく 2017 年 12 月調査時点で、老齢年金受給者全体の 1%を占めるに過ぎない。ま

<sup>14</sup> 老齢年金受給者 3,625 万人の中、1%が期間短縮該当者であるが、使用した「老齢年金受給者実態調査」では調査客体数の 1 割を期間短縮該当者に割り当てているため、クロス集計の際には、抽出倍率に基づきウェイト付けする必要がある。期間短縮該当者と非該当者の各々の 1 年間の年金受給額(見込み額)については、付表 2 を参照されたい。

た、基礎のみの期間短縮該当者と比較し、厚生/共済年金も受給できるようになった期間短縮該当者は4倍多い。

**表 5: 期間短縮該当および 25 年以上要件を満たす老齢年金受給者の分布**

次に、どのような職歴で期間短縮該当者が多いか比較したのが表 6 である。期間短縮該当者の方が 25 年以上要件を満たす者より 5%ポイント高いセルをグレーで便宜的に表示している。男女とも、また厚生/共済年金の有無を問わず、期間短縮該当者の職歴分布は統計的に有意に異なり、男性では非正規雇用者職歴、自営業・家族従事者職歴、女性では職歴不詳や自営業主・家族従事者職歴が相対的に多い。

**表 6: 期間短縮該当および 25 年以上要件を満たす老齢年金受給者の職歴分布**

期間短縮により、どれほど貧困リスクを低減できたのであろうか。それを確認する一つの方法として、(a) 期間短縮該当者の公的年金額が仮に 0 であったとしたら貧困であるかどうか、(b) 期間短縮該当者の現在受給している公的年金額を考慮してもなお貧困であるかどうか、に基づき仮想的な貧困動態を捉える。(a) で貧困、(b) で非貧困であれば、期間短縮の導入により、「貧困脱出」と定義できる。同様に (a) (b) ともに「非貧困(のまま)」あるいは「貧困(のまま)」も定義でき、仮想的な貧困動態を捉えることが可能となる。貧困は前節の分析と同様、夫婦(あるいは無配偶の場合は本人)所得が生活扶助基準未満である場合に貧困と定義する。

以上のようにして定義した仮想的な貧困動態を示したのが表 7 である。定義により、仮想的な貧困動態が生じるのは期間短縮該当者に限定されるが、どれほどのインパクトがあったかを確認するため老齢年金受給者全体に占める割合も示している。先にも述べたように、そもそも期間短縮該当者は 65 歳以上の老齢年金受給者の 1%を占めるに過ぎない(表 5 参照)。

**表 7: 期間短縮による仮想的な貧困(生活扶助基準未満)動態**

老齢年金受給者全体では、期間短縮該当者の小さな比率を反映し、仮想的な貧困状態から脱出したのは、男女とも 1 級地 1 基準で男女とも 0.1%(3 級地 2 基準では男性 0.2%、女性 0.1%)に過ぎない。しかし、期間短縮該当者のみでみた場合、期間短縮により仮想的な貧困状態から脱出できたのは 1 級地 1 基準で男性 10%、女性 12%(3 級地 2 基準で男性 12%、女性 14%)で、相対的に大きな効果があったことがうかがえる。さらに期間短縮によっても貧困脱出できない者の比率も高く、両基準とも男女とも半数前後が貧困のままとなっている。

なお老齢年金受給者全体でみた場合、貧困動態の分布には男女差があり、女性で貧困のままの比率が高いが、期間短縮該当者に限定してみた場合、そうした男女差は 5%水準で有意でない。

さらに期間短縮該当者の生活保護受給率の高さも注目に値する。65 歳以上の老齢年金受給者を 25 年以上の資格要件を満たす者と、期間短縮該当者に分け、生活保護受給率を各々男女別に示したのが表 8 である。

**表 8: 期間短縮該当および 25 年以上要件を満たす老齢年金受給者の生活保護受給**

25年以上の要件を満たす者では、生活保護受給率は厚生/共済年金の有無に関わらず、男女とも1%台に過ぎない。一方、期間短縮該当者でみると、生活保護受給率は高く、男性では基礎のみで34%、厚生/共済年金ありでも38%、女性では基礎のみで29%、厚生/共済年金ありで25%となっている。また興味深いことに、25年以上要件を満たす者も、期間短縮該当者も、厚生/共済年金の有無による、生活保護受給率の差は統計的に有意ではない。

## (2) 期間短縮が生活保護受給に与えた影響に関する Probit 分析

期間短縮により、貧困者の生活保護受給率は低下したのであろうか。表9は、65歳以上の老齢年金受給者の中、夫婦/本人所得が生活扶助基準未満である者を対象に、実際に生活保護を受給しているかどうかを被説明変数とする Probit モデルの推計結果を示している(記述統計については付表3参照)。説明変数は、これまでの分析と同様に有配偶状況、就業状態、健康状態、職歴、資産(貯蓄額、持ち家の有無)、繰上げ受給の有無以外に、期間短縮該当かどうかを加えている。

表9: 貧困者の生活保護受給確率

夫婦/本人所得が生活扶助基準未満である者で、実際に生活保護受給率が高いのは、生活保護制度を反映し、貯蓄がない(両基準で男性では2倍、女性では1級地1基準で66%、3級地2基準で82%高くなる)場合である。同様に制度を反映し、生活保護受給率が低いのは配偶者以外の同居世帯員がいる(男女とも1級地1基準で-13%、3級地では各々-17%と-16%)、持ち家がある(1級地1基準で男性-19%、女性17%、3級地2基準で男女とも-20%)場合である。前節で検討した繰上げ受給については、男性のみ生活保護受給率を引き下げ、その大きさは両基準とも-20%となっている。

また興味深いことに、65歳以上の老齢年金受給者であっても、就労している場合、生活保護受給率は低くなっている。その効果は、1級地1基準で男性-15%、女性-7%、3級地2基準でもほぼ同等である。同様に病気・高齢等による就労不能の場合、女性で生活保護受給率は1級地1基準で3%、3級地2基準で5%高い。

しかし期間短縮該当の場合、男女・両基準とも生活保護受給率は10%前後高くなっている。これは期間短縮該当が生活保護受給を促すというより、生活保護受給している場合、他法優先の原則に基づき、期間短縮に基づく老齢年金を申請しているという、逆の因果関係となっている可能性が考えられる。

こうした可能性について、厚生労働省「被保護者調査」の公表統計に基づき検討する。図5は被保護高齢者(65歳以上)の年金受給率と被保護高齢者かつ年金受給者の1人あたり年金受給月額を示している。年金受給者・受給額には老齢・退職年金以外に障害年金、遺族年金の受給者の数値を含む。

図5: 被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況(1998-2018年)

2001年度から2016年度にかけて、被保護高齢者の年金受給率は45~50%で推移していたが、期間短縮が導入された2017年度から翌年の2018年度にかけて、50%から64%へと14%ポイントも増大した。期間短縮は2017年度半ばの2017年8月1日に施行されたため、2016年度と2018年度の数値を比較すれば、被保護高齢者は100万人から104万人へと4%増加した一方、被保護高齢者かつ年金受給者は50万人から67万

人へと13%も増加した。また被保護高齢者かつ年金受給者の1人あたり年金受給月額平均は2011年度から2017年度まで4万8千円前後で推移していたが、2018年には4万6千円まで一気に6%減少した。

以上のような被保護高齢者(65歳以上)の年金受給率と被保護高齢者かつ年金受給者の1人あたり年金受給月額の動きに基づけば、期間短縮以前は年金の受給資格を持たなかった被保護高齢者は半数存在したが、期間短縮によりその中の3割(=14%÷50%)が新たに年金の受給資格を得たことで、年金受給額平均も低下したと推察される。生活保護受給している場合、他法優先の原則に基づき、期間短縮に基づく老齢年金を申請しているという、逆の因果関係があったものと考えられる。

## 6. おわりに

本稿では厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」を用い、繰上げ支給制度の減額率緩和(2001年4月)により(1)繰上げ受給率が上昇したか、(2)繰上げ受給者の貧困リスクは低下したか、また老齢年金受給のための資格期間の25年から10年への短縮化(2017年8月)により(3)貧困脱出できたか、(4)貧困かつ該当者の生活保護受給率は低下したか検討した。

主要な知見として、(1)減額率緩和による繰上げ受給率上昇は女性のみ制度改正から1年のラグ(時間差)を伴って確認できること、(2)繰上げ受給をしている場合、男女とも貧困リスクは高いが、減額率緩和による貧困リスク低減は女性のみ制度改正から2年のラグを伴って確認できること、(3)貧困リスクを回避できたと見込まれる期間短縮該当者が1割いた一方で、(4)被保護高齢者の多く(それまで年金受給資格がなかった被保護高齢者の3割)が年金受給資格を得たことで期間短縮該当者の生活保護受給率は高いこと、の4点が明らかになった。

## 参考文献

- Burkhauser, Richard, 1979, "The Pension Acceptance Decision of Older Workers," *Journal of Human Resources*, 14(1): 63-75.
- Burkhauser, Richard, 1980, "The Early Acceptance of Social Security: An Asset Maximization Approach," *Industrial and Labor Relations Research*, 33(4): 484-492.
- Coile, Courtney, Peter Diamond, Jonathan Gruber and Alain Jouten, 2002, "Delays in claiming social security benefits," *Journal of Public Economics*, 84 (2002):357-385.
- Hurd, Michael, James Smith and Julie Zissimopoulos, 2004 "The Effects of Subjective Survival on Retirement and Social Security Claiming," *Journal of Applied Econometrics*, 19(6): 761-775.
- 駒村康平, 2007, 「社会保障制度のパラメータに関する分析」『フィナンシャル・レビュー』87:119-139.
- , 2009, 「公的年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給で逆選択は発生しているのか」清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』慶應義塾大学出版会.
- ・山田篤裕, 2007, 「年金制度への強制加入の根拠:国民年金の未納・非加入に関する実証分析」『会計検査研究』第35号:pp.31-49.
- 厚生省, 1998, 『国民年金被保険者実態調査(平成8年)』.
- 厚生労働省, 2008, 「生活保護制度との関係について(第8回 社会保障審議会年金部会 参考資料4)」(www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0520-7j.pdf, 2018年8月21日最終確認)。
- 厚生労働省, 2016, 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を

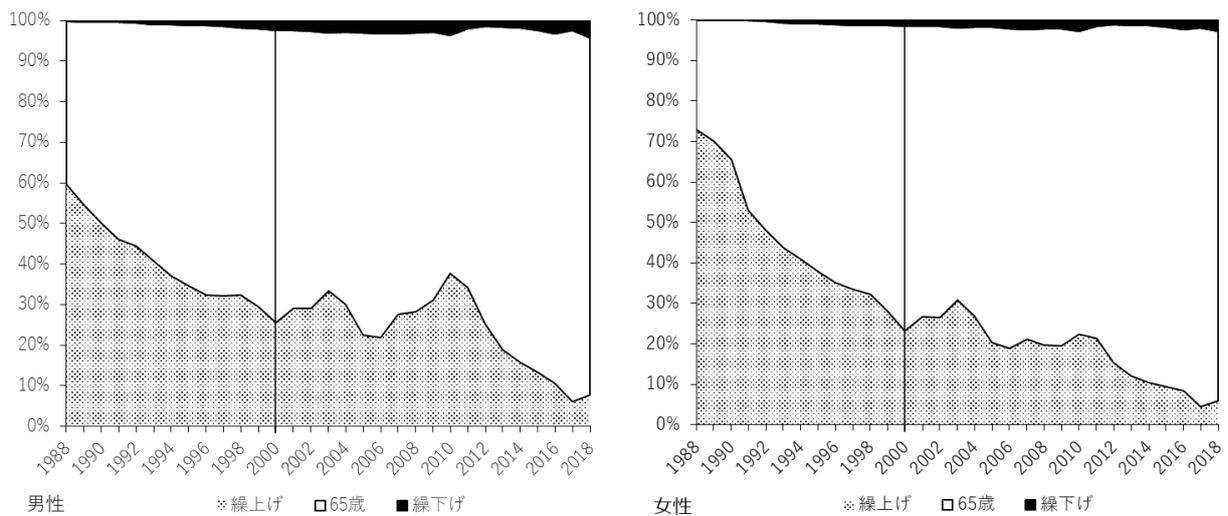
- 改正する法律の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 84 号)の概要(第 27 回社会保障審議会年金事業管理部会、資料 2-1) ([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/si2\\_7.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/si2_7.pdf))、2020 年 1 月 27 日閲覧)
- 厚生労働省, 2019, 「老齢年金受給者実態調査 調査の概要」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&tclass1=000001123395>)、2020 年 1 月 27 日閲覧)
- 内閣府政策統括官, 2018, 「60 代の労働供給はどのように決まるのか? 公的年金・継続雇用制度等の影響を中心に」『政策課題分析シリーズ』16。
- 小塩隆士, 2019, 「『高在老』廃止で高齢者就業促進を」『週刊社会保障』3013:26-27。
- 日本年金機構, 2014, 「老齢基礎年金の繰上げ受給・繰下げ受給」(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5539> および 5540、2015 年 1 月 22 日閲覧)
- 日本年金機構, 2017, 「必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されました」(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2017/20170801.html>、2020 年 3 月 4 日閲覧)
- OECD, 2019, *Pensions at a Glance: OECD and G20 Indicators*, OECD, Paris.
- 労働政策研究・研修機構, 2015, 『60 代の雇用・生活調査』JILPT 調査シリーズ No.135。
- 清家篤・山田篤裕, 2004, 『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 社会保障審議会年金数理部会, 2016, 『平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)』。
- Shimizutani, Satoshi and Takashi Oshio, 2016, “Public Pension Benefits Claiming Behavior: New Evidence from the Japanese Study on Aging and Retirement,” *The Japanese Economic Review*, 67(3): 235-256.
- 山田篤裕, 2009, 「高齢者就業率の規定要因—一定年制度、賃金プロファイル、労働組合の効果」『日本労働研究雑誌』589:4-19。
- 山田篤裕, 2012, 「雇用と年金の接続—在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析」『三田学会雑誌』104(4):81-99。
- 山田篤裕, 2018, 「生活保護を受給する老齢年金受給者:同居形態、資産、職歴」『年金と経済』37(3): 18-28。
- 山田篤裕, 2020, 「高齢者の就業行動:『60 代の雇用・生活調査(2014 年)』に基づく分析」『社会政策』12(2) (*forthcoming*)。

表 1: 国民年金繰上げ・繰下げ受給における減額率の変更

請求時の年齢	1941年4月1日 以前生まれ	1941年4月2日 以降生まれ
60歳	42%	24.5~30.0%
61歳	35%	18.5~24.0%
62歳	28%	12.5~18.0%
63歳	20%	6.5~12.0%
64歳	11%	0.5~6.0%
65歳	0%	0%
66歳	12%	8.4~16.1%
67歳	26%	16.8~24.5%
68歳	43%	25.2~32.9%
69歳	64%	33.6~41.3%
70歳	88%	42.0%

出典: 日本年金機構(2014)

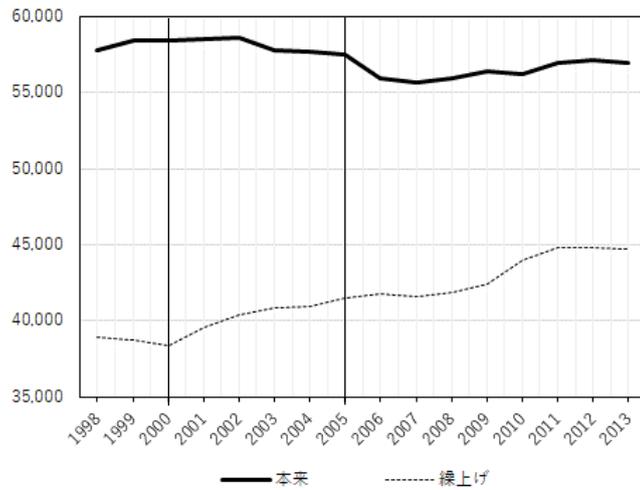
図 1: 国民年金の繰上げ・繰下げ受給率(年度、%)



出典: 各年度版の旧社会保険庁『政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・国民年金・組合管掌健康保険・国民健康保険・老人保健事業年報』および厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』『年度別老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況』に基づき作成。

注: 厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者で新規裁定者。図中の縦線は繰上げ減額率緩和前年度の2000年度を示す。

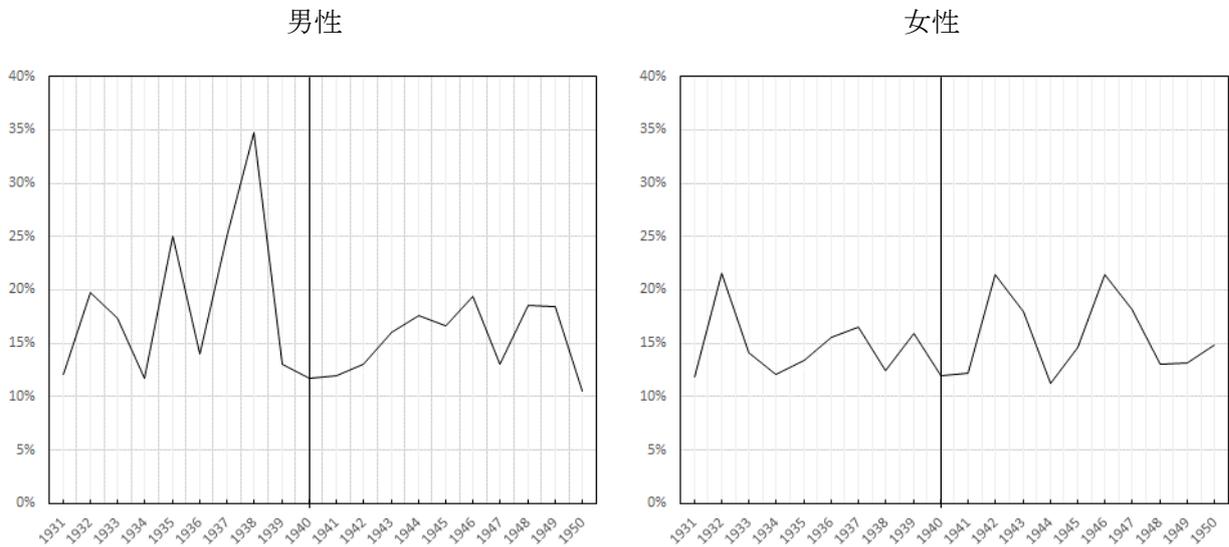
図 2: 基礎のみの本来年齢(65 歳)受給者および繰上げ受給者の基礎年金平均月額(年度、円)



出典: 厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』「年度別年金給付状況(受給者)」に基づき作成。

注: 厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給者で新規裁定者。図中の縦線は減額率緩和改正前年度の 2000 年度および満額の老齢基礎年金を受給するための必要な保険料納付期間が 40 年間となった最初のコーホートである 1941 年度生まれが 65 歳に到達する前年度の 2005 年度を示す。

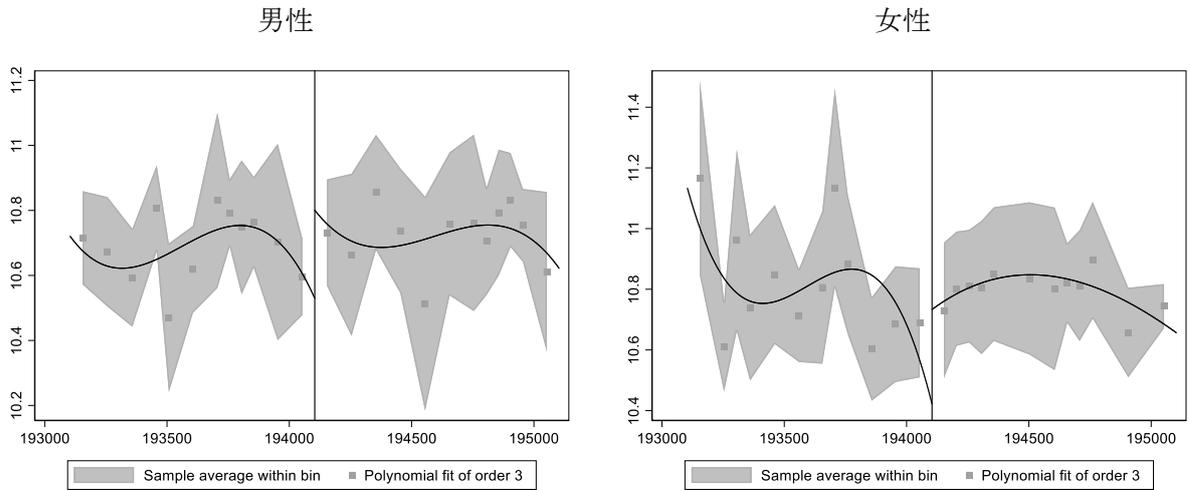
図 3: 老齢年金の繰上げ受給率  
(65 歳以上、基礎のみ、生年度別、%)



出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017 年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注: 繰上げ支給減額率は 1941 年 4 月 2 日生まれから変更(表 1 参照)。図中央の縦線は繰上げ支給減額率が緩和される直前の 1940 年度生まれを表す。

図4:繰上げ年金受給額のシャープな回帰不連続デザイン  
(65歳以上、基礎のみ、自然対数、生年度別)



出典:厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注:繰上げ支給減額率は1941年4月2日生まれから変更(表1参照)。生年度月を説明変数とする3次曲線により近似。図中央の縦線は繰上げ支給減額率が緩和された1941年4月生まれ(cut off point)を表す。影をつけた部分は各生年度の繰上げ年金受給額平均の95%信頼区間を表す。

表2:繰上げ理由(65歳以上、基礎のみ、期間短縮該当者以外)

		男性				女性			
		1940年度以前生まれ		1941年度以降生まれ		1940年度以前生まれ		1941年度以降生まれ	
繰上げ受給はしていない		81.1	(繰上げた = 100%)	84.3	(繰上げた = 100%)	80.9	(繰上げた = 100%)	84.5	(繰上げた = 100%)
繰上げ受給 をした	年金を繰り上げないと生活出来なかったため	3.6	(19.3)	5.0	(31.9)	3.2	(16.7)	3.0	(19.4)
	生活の足しにできなかったため	5.0	(26.7)	3.2	(20.2)	6.0	(31.5)	4.8	(31.1)
	減額されても、早く受給する方が得だと思ったため	9.3	(49.1)	6.8	(43.6)	8.2	(43.1)	6.3	(40.6)
	その他	0.9	(5.0)	0.7	(4.2)	1.7	(8.7)	1.4	(8.8)
合計		100.0	(100.0)	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)
N		632	(120)	601	(94)	2,313	(438)	1,537	(238)
Pearsonカイ二乗検定		7.128				8.26 †			

出典:厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注:†は10%水準で有意。

表 3:減額率緩和が繰上げ受給率に与えた影響に関する Probit モデル  
(65 歳以上、基礎のみ、期間短縮該当者以外)

被説明変数 繰上げ受給 (=1)	男性		女性	
	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]
説明変数				
未婚	-0.034 [0.052]	-0.036 [0.053]	-0.026 [0.047]	-0.026 [0.047]
死別	0.010 [0.034]	0.012 [0.033]	-0.044 [0.014] **	-0.042 [0.014] **
離別	0.066 [0.056]	0.064 [0.056]	-0.005 [0.036]	-0.002 [0.036]
配偶者以外の同居世帯員有り	0.020 [0.020]	0.021 [0.020]	0.041 [0.012] ***	0.041 [0.012] ***
年齢	-0.054 [0.027] *	-0.042 [0.033]	-0.033 [0.015] *	-0.017 [0.019]
年齢二乗÷100	0.032 [0.017] †	0.023 [0.020]	0.025 [0.009] **	0.016 [0.011]
就労	-0.024 [0.027]	-0.024 [0.027]	0.031 [0.020]	0.029 [0.020]
病気・高齢等による就労不能	-0.026 [0.027]	-0.030 [0.027]	0.037 [0.014] **	0.038 [0.014] **
職歴：常雇の正規の職員・従業員	-0.266 [0.026] ***	-0.265 [0.025] ***	-0.234 [0.028] ***	-0.235 [0.028] ***
常雇のパート、契約社員・嘱託等	-0.176 [0.139]	-0.173 [0.138]	-0.111 [0.025] ***	-0.111 [0.025] ***
臨雇・日雇い	-0.085 [0.061]	-0.085 [0.061]	-0.036 [0.037]	-0.035 [0.038]
収入のある仕事はしていない	0.020 [0.114]	0.027 [0.109]	-0.085 [0.015] ***	-0.085 [0.015] ***
どの職歴にも20年間以上は該当せず	-0.149 [0.065] *	-0.151 [0.065] *	-0.084 [0.022] ***	-0.085 [0.022] ***
職歴不詳	-0.082 [0.036] *	-0.085 [0.036] *	-0.105 [0.020] ***	-0.105 [0.020] ***
貯蓄なし	0.159 [0.053] **	0.163 [0.054] **	0.144 [0.029] ***	0.144 [0.029] ***
100万円未満	0.079 [0.047] †	0.087 [0.047] †	0.087 [0.027] ***	0.086 [0.027] **
100～300万円未満	0.046 [0.046]	0.049 [0.046]	0.046 [0.026] †	0.047 [0.026] †
300～500万円未満	0.004 [0.048]	0.011 [0.048]	0.021 [0.028]	0.021 [0.028]
700～1000万円未満	-0.035 [0.055]	-0.031 [0.055]	-0.001 [0.029]	0.002 [0.029]
1000～1500万円未満	-0.031 [0.054]	-0.027 [0.054]	-0.060 [0.032] †	-0.062 [0.032] †
1500万円以上	-0.048 [0.047]	-0.045 [0.047]	-0.065 [0.027] *	-0.066 [0.027] *
貯蓄不詳	-0.063 [0.054]	-0.062 [0.053]	-0.004 [0.029]	-0.003 [0.029]
持ち家	0.060 [0.034] †	0.061 [0.034] †	0.054 [0.017] **	0.052 [0.017] **
1939年度以降生まれ		-0.098 [0.057] †		0.053 [0.032] †
1940年度以降生まれ		0.006 [0.070]		-0.048 [0.041]
1941年度以降生まれ	-0.054 [0.038]	-0.016 [0.069]	0.073 [0.023] ***	0.028 [0.040]
1942年度以降生まれ		0.003 [0.074]		0.098 [0.038] *
1943年度以降生まれ		0.024 [0.063]		-0.016 [0.033]
疑似決定係数	0.174	0.179	0.113	0.115
対数尤度	-469.9 ***	-467.4 ***	-1587.5 ***	-1582.3 ***
N	1,233	1,233	3,850	3,850

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注：有配偶者、職歴(20～60歳までの主な仕事)が自営業主・家族従事者、貯蓄額500～700万円未満が基準(ベースカテゴリ)。\*\*\*、\*\*、\*、†は各々0.1、1、5、10%水準で有意。

表 4: 減額率緩和が貧困(本人/夫婦所得が生活扶助基準未満)率に与えた影響に関する Probit モデル  
(65 歳以上、基礎のみ、期間短縮該当者以外)

被説明変数： 夫婦/本人所得が生活扶助基準未満 (=1)	1級地1未満 (=1)		3級地2未満 (=1)	
	男性		女性	
	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]
説明変数				
未婚	0.176	[0.038] ***	0.244	[0.031] ***
死別	0.126	[0.022] ***	0.116	[0.012] ***
離別	0.220	[0.047] ***	0.348	[0.027] ***
配偶者以外の同居世帯員有り	0.037	[0.018] *	0.012	[0.011]
年齢	-0.061	[0.033] †	0.001	[0.019]
年齢二乗÷100	0.039	[0.020] *	0.002	[0.011]
就労	-0.159	[0.024] ***	-0.146	[0.020] ***
病気・高齢等による就労不能	-0.021	[0.021]	-0.007	[0.012]
職歴：常雇の正規の職員・従業員	-0.180	[0.024] ***	-0.263	[0.027] ***
常雇のパート、契約社員・嘱託等	0.130	[0.095]	-0.187	[0.025] ***
臨雇・日雇い	0.011	[0.047]	-0.061	[0.034] †
収入のある仕事はしていない	-0.021	[0.093]	-0.198	[0.013] ***
どの職歴にも20年間以上は該当せず	0.052	[0.041]	-0.136	[0.019] ***
職歴不詳	-0.014	[0.028]	-0.082	[0.016] ***
貯蓄なし	0.297	[0.058] ***	0.100	[0.027] ***
100万円未満	0.183	[0.056] ***	0.105	[0.025] ***
100～300万円未満	0.211	[0.055] ***	0.040	[0.024] †
300～500万円未満	0.126	[0.057] *	0.007	[0.026]
700～1000万円未満	0.166	[0.060] **	-0.031	[0.028]
1000～1500万円未満	0.158	[0.060] **	-0.053	[0.032] †
1500万円以上	0.160	[0.056] **	-0.044	[0.026] †
貯蓄不詳	0.228	[0.057] ***	0.070	[0.026] **
持ち家	-0.036	[0.025]	-0.016	[0.015]
1939年度以降生まれ	0.036	[0.051]	-0.036	[0.032]
1940年度以降生まれ	-0.004	[0.061]	0.023	[0.040]
1941年度以降生まれ	-0.067	[0.065]	0.020	[0.037]
1942年度以降生まれ	-0.041	[0.076]	-0.094	[0.048] †
1943年度以降生まれ	0.019	[0.064]	0.075	[0.044] †
繰上げ受給 (=1)	0.147	[0.025] ***	0.115	[0.015] ***
1939年度以降生まれ×繰上げ受給	-0.219	[0.097] *	0.003	[0.065]
1940年度以降生まれ×繰上げ受給	0.057	[0.153]	-0.002	[0.086]
1941年度以降生まれ×繰上げ受給	-0.014	[0.164]	-0.110	[0.099]
1942年度以降生まれ×繰上げ受給	-0.825	[0.138] ***	0.180	[0.103] †
1943年度以降生まれ×繰上げ受給	0.949	[0.094] ***	-0.144	[0.070] †
疑似決定係数	0.383		0.334	
対数尤度	-353.2	***	-1298.4	***
N	1,233		3,850	

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注：有配偶者、職歴(20～60歳までの主な仕事)が自営業主・家族従事者、貯蓄額500～700万円未満が基準(ベースカテゴリー)。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。\*\*\*、\*\*、\*、†は各々0.1、1、5、10%水準で有意。

表 5: 期間短縮該当および 25 年以上要件を満たす老齢年金受給者の分布  
(厚生/共済年金の有無別、男女別、%)

	男性	女性	男女計
期間短縮該当者・基礎のみ	0.1	0.1	0.2
期間短縮該当者・厚生/共済年金あり	0.5	0.4	0.9
25年以上要件・基礎のみ	4.5	14.7	19.1
25年以上要件・厚生/共済年金あり	37.5	42.3	79.8
計	42.5	57.5	100.0

出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

表 6: 期間短縮該当および 25 年以上要件を満たす老齢年金受給者の職歴分布  
(65 歳以上、厚生/共済年金の有無別、男女別、%)

	基礎のみ				厚生/共済年金あり			
	男性		女性		男性		女性	
	25年以上要件	期間短縮	25年以上要件	期間短縮	25年以上要件	期間短縮	25年以上要件	期間短縮
常雇の正規の職員・従業員	41.8	10.6	11.7	3.5	74.9	23.2	28.1	5.9
常雇のパート、契約社員・嘱託等	0.6	4.0	7.0	11.5	1.9	6.9	19.7	24.6
臨雇・日雇い	2.5	12.1	1.9	6.8	0.9	10.0	2.4	4.5
自営業主またはその家族従事者	45.1	52.6	25.9	28.2	12.5	28.9	11.6	21.2
収入のある仕事はしていない	0.5	1.4	30.5	16.0	0.2	0.8	13.1	9.5
どの職歴にも20年間以上は該当せず	2.0	8.6	9.2	12.5	2.2	16.5	12.4	16.9
職歴不詳	7.6	10.8	13.8	21.5	7.5	13.7	12.7	17.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,176	145	3,693	263	11,492	1,010	11,206	793
Pearsonカイ二乗検定	107.46 ***		77.41 ***		1700.00 ***		245.94 ***	

出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注: 期間短縮該当者の方が 25 年以上要件を満たす者より 5%ポイント高いセルを便宜的にグレーで表示している。\*\*\*は 0.1%水準で有意。

表 7: 期間短縮による仮想的な貧困(生活扶助基準未満)動態  
(65歳以上、老齢年金受給者全体および期間短縮該当者、男女別、%)

	老齢年金受給者全体				期間短縮該当者のみ			
	1級地1基準		3級地2基準		1級地1基準		3級地2基準	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
非貧困	94.9	88.1	96.8	93.0	36.7	33.2	42.0	37.8
貧困脱出	0.1	0.1	0.2	0.1	10.4	11.9	11.7	13.9
貧困	5.0	11.8	3.0	6.9	52.9	54.9	46.4	48.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	13,823	15,955	13,823	15,955	1,155	1,056	1,155	1,056
Pearsonカイ二乗検定	247.32 ***		100.69 ***		4.16		5.42 †	

出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注: 期間短縮該当者が実際は得ている公的年金額が0であった場合、貧困に陥る仮想的な貧困状態を定義。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。無配偶者は本人所得で該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで判断。\*\*\*、†は各々0.1、10%水準で有意。

表 8: 期間短縮該当および25年以上要件を満たす老齢年金受給者の生活保護受給  
(65歳以上、厚生/共済年金の有無別、男女別、%)

	25年以上要件				期間短縮			
	男性		女性		男性		女性	
	基礎のみ	厚生/共済年金あり	基礎のみ	厚生/共済年金あり	基礎のみ	厚生/共済年金あり	基礎のみ	厚生/共済年金あり
非受給	98.6	98.8	99.0	98.7	66.5	62.1	71.1	75.2
受給	1.4	1.2	1.0	1.3	33.6	37.9	29.0	24.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,176	11,492	3,693	11,206	145	1,010	263	793
Pearsonカイ二乗検定	0.16		1.92		1.01		2.00	

出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

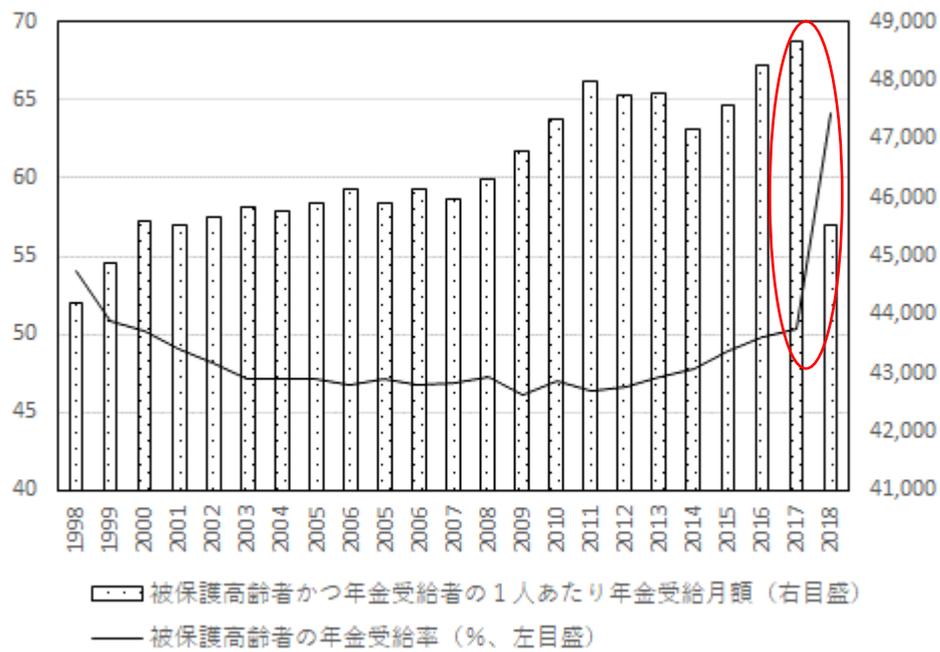
表 9: 貧困者の生活保護受給確率  
(65 歳以上、夫婦/本人所得が生活扶助基準未満、男女別)

被説明変数	夫婦/本人所得が生活扶助基準1級地1未満		夫婦/本人所得が生活扶助基準3級地2未満	
	男性	女性	男性	女性
生活保護を受給 (=1)	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]	dy/dx [Std. Err.]
説明変数				
未婚	0.086 [0.025] ***	0.042 [0.020] *	0.082 [0.029] **	0.056 [0.027] *
死別	0.034 [0.031]	0.011 [0.015]	0.056 [0.034]	0.028 [0.020]
離別	0.061 [0.023] **	0.025 [0.015] †	0.073 [0.026] **	0.030 [0.020]
配偶者以外の同居世帯員有り	-0.134 [0.023] ***	-0.128 [0.011] ***	-0.174 [0.024] ***	-0.162 [0.014] ***
年齢	0.037 [0.026]	0.026 [0.014] †	0.038 [0.030]	0.027 [0.018]
年齢二乗÷100	-0.025 [0.017]	-0.018 [0.009] *	-0.027 [0.020]	-0.019 [0.011] †
就労	-0.153 [0.035] ***	-0.065 [0.022] **	-0.178 [0.041] ***	-0.074 [0.030]
病気・高齢等による就労不能	0.032 [0.020]	0.033 [0.012] **	0.038 [0.023] †	0.048 [0.017] **
職歴：常雇の正規の職員・従業員	0.019 [0.027]	0.049 [0.023] *	0.015 [0.031]	0.111 [0.032] ***
常雇のパート、契約社員・嘱託等	0.035 [0.044]	0.062 [0.019] ***	0.028 [0.051]	0.067 [0.025] **
臨雇・日雇い	0.030 [0.035]	0.080 [0.028] **	0.045 [0.040]	0.114 [0.037] **
収入のある仕事はしていない	0.005 [0.074]	0.046 [0.019] *	0.017 [0.087]	0.059 [0.025] †
どの職歴にも20年間以上は該当せず	0.029 [0.029]	0.061 [0.018] ***	0.028 [0.032]	0.087 [0.024] ***
職歴不詳	-0.007 [0.029]	0.054 [0.018] **	-0.028 [0.033]	0.069 [0.024] **
貯蓄なし	1.020 [0.044] ***	0.663 [0.024] ***	1.050 [0.058] ***	0.819 [0.032] ***
100万円未満	0.900 [0.045] ***	0.579 [0.028] ***	0.929 [0.058] ***	0.715 [0.038] ***
貯蓄不詳	0.926 [0.050] ***	0.603 [0.026] ***	0.970 [0.064] ***	0.745 [0.036] ***
持ち家	-0.190 [0.019] ***	-0.165 [0.011] ***	-0.197 [0.021] ***	-0.201 [0.015] ***
厚生/共済年金あり	-0.001 [0.026]	-0.015 [0.012]	-0.006 [0.031]	-0.005 [0.017]
繰上げ受給	-0.069 [0.035] *	-0.015 [0.022]	-0.107 [0.046] *	-0.027 [0.029]
期間短縮該当	0.113 [0.021] ***	0.080 [0.011] ***	0.098 [0.027] ***	0.079 [0.015] ***
疑似決定係数	0.582	0.588	0.597	0.584
対数尤度	-320.8 ***	-416.5 ***	-232.9 ***	-330.0 ***
N	1,143	2,245	836	1,461

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注：有配偶者、職歴(20～60歳までの主な仕事)が自営業主・家族従事者、貯蓄額100万円以上が基準(ベースカテゴリ一)。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。\*\*\*、\*\*、\*、†は各々0.1、1、5、10%水準で有意。

図 5: 被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況(1998-2018年)



出所:厚生労働省[2008]及び厚生労働省「福祉行政報告例」、「被保護者全国一斉調査」、「被保護者調査(年次調査・個別調査)」各年版に基づき筆者作成。

注:年金受給者・受給額には老齢・退職年金以外に障害年金、遺族年金の受給者の数値を含む。

付表 1: 記述統計量(表 3、4)  
(65 歳以上、基礎のみ、期間短縮該当者以外)

	男性		女性	
	Mean	[Std. Dev.]	Mean	[Std. Dev.]
夫婦/本人所得が生活扶助基準1級地1未満 (=1)	0.175	[0.380]	0.204	[0.403]
夫婦/本人所得が生活扶助基準3級地2未満 (=1)	0.096	[0.294]	0.129	[0.336]
未婚	0.038	[0.192]	0.021	[0.144]
死別	0.101	[0.302]	0.386	[0.487]
離別	0.024	[0.154]	0.026	[0.159]
配偶者以外の同居世帯員有り	0.429	[0.495]	0.429	[0.495]
年齢	76.500	[7.491]	78.498	[7.551]
年齢二乗÷100	59.083	[11.623]	62.190	[12.027]
就労	0.368	[0.483]	0.134	[0.340]
病気・高齢等による就労不能	0.316	[0.465]	0.467	[0.499]
職歴：常雇の正規の職員・従業員	0.413	[0.493]	0.118	[0.323]
常雇のパート、契約社員・嘱託等	0.006	[0.075]	0.070	[0.255]
臨雇・日雇い	0.024	[0.152]	0.019	[0.138]
収入のある仕事はしていない	0.006	[0.075]	0.301	[0.459]
どの職歴にも20年間以上は該当せず	0.021	[0.144]	0.093	[0.290]
職歴不詳	0.080	[0.272]	0.143	[0.350]
貯蓄なし	0.067	[0.251]	0.074	[0.262]
100万円未満	0.104	[0.305]	0.110	[0.312]
100～300万円未満	0.141	[0.348]	0.148	[0.355]
300～500万円未満	0.118	[0.323]	0.103	[0.304]
700～1000万円未満	0.091	[0.287]	0.097	[0.295]
1000～1500万円未満	0.088	[0.284]	0.080	[0.272]
1500万円以上	0.239	[0.427]	0.208	[0.406]
貯蓄不詳	0.096	[0.294]	0.117	[0.322]
持ち家	0.888	[0.315]	0.846	[0.361]
1939年度以降生まれ	0.573	[0.495]	0.488	[0.500]
1940年度以降生まれ	0.536	[0.499]	0.447	[0.497]
1941年度以降生まれ	0.487	[0.500]	0.399	[0.490]
1942年度以降生まれ	0.447	[0.497]	0.346	[0.476]
1943年度以降生まれ	0.410	[0.492]	0.303	[0.460]
繰上げ受給 (=1)	0.174	[0.379]	0.176	[0.381]
1939年度以降生まれ×繰上げ受給	0.087	[0.282]	0.074	[0.262]
1940年度以降生まれ×繰上げ受給	0.082	[0.274]	0.068	[0.251]
1941年度以降生まれ×繰上げ受給	0.076	[0.265]	0.062	[0.241]
1942年度以降生まれ×繰上げ受給	0.071	[0.258]	0.055	[0.229]
1943年度以降生まれ×繰上げ受給	0.067	[0.249]	0.046	[0.210]
N	1,233		3,850	

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注：生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。

付表 2: 期間短縮該当者の平均年金受給額の基礎集計(年額、万円)

	基礎のみ+上乗せあり			基礎のみ			上乗せあり		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
生活保護受給なし	41.6	35.3	38.4	24.1	34.5	30.5	44.3	35.5	40.0
生活保護受給あり	42.3	29.4	37.6	23.6	23.5	23.5	44.9	31.5	40.6
計	42.1	33.9	38.3	24.1	31.1	28.3	44.8	34.8	40.4

出典:厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

付表 3: 記述統計量(表 9)  
(65歳以上、本人/夫婦所得が生活扶助基準未満、男女別)

	夫婦所得が生活扶助基準1級地1未満				夫婦所得が生活扶助基準3級地2未満			
	男性		女性		男性		女性	
	Mean	[Std. Dev.]	Mean	[Std. Dev.]	Mean	[Std. Dev.]	Mean	[Std. Dev.]
生活保護受給 (=1)	0.397	[0.490]	0.167	[0.373]	0.476	[0.500]	0.233	[0.423]
ln(夫婦所得)	10.644	[0.568]	10.492	[0.609]	10.478	[0.573]	10.262	[0.612]
未婚	0.185	[0.388]	0.069	[0.254]	0.208	[0.406]	0.070	[0.255]
死別	0.133	[0.340]	0.490	[0.500]	0.112	[0.316]	0.457	[0.498]
離別	0.241	[0.428]	0.200	[0.400]	0.267	[0.443]	0.231	[0.422]
配偶者以外の同居世帯員有り	0.293	[0.455]	0.475	[0.499]	0.275	[0.447]	0.461	[0.499]
年齢	74.350	[7.448]	78.329	[8.324]	73.611	[7.217]	78.055	[8.716]
年齢二乗+100	55.833	[11.55]	62.046	[13.301]	54.706	[11.16]	61.686	[13.98]
就労	0.126	[0.332]	0.076	[0.265]	0.112	[0.316]	0.078	[0.268]
病気・高齢等による就労不能	0.528	[0.499]	0.555	[0.497]	0.530	[0.499]	0.555	[0.497]
職歴:常雇の正規の職員・従業員	0.194	[0.396]	0.064	[0.244]	0.181	[0.385]	0.046	[0.209]
常雇のパート、契約社員・嘱託等	0.052	[0.221]	0.122	[0.328]	0.055	[0.228]	0.131	[0.337]
臨雇・日雇い	0.080	[0.271]	0.041	[0.198]	0.090	[0.286]	0.040	[0.197]
収入のある仕事はしていない	0.011	[0.106]	0.125	[0.330]	0.013	[0.114]	0.133	[0.340]
どの職歴にも20年間以上は該当せず	0.143	[0.350]	0.139	[0.346]	0.158	[0.365]	0.152	[0.359]
職歴不詳	0.184	[0.387]	0.223	[0.416]	0.191	[0.394]	0.233	[0.423]
貯蓄なし	0.446	[0.497]	0.298	[0.457]	0.507	[0.500]	0.362	[0.481]
100万円未満	0.179	[0.384]	0.194	[0.395]	0.182	[0.386]	0.191	[0.393]
貯蓄不詳	0.108	[0.311]	0.135	[0.342]	0.109	[0.312]	0.136	[0.342]
持ち家	0.444	[0.497]	0.613	[0.487]	0.385	[0.487]	0.552	[0.497]
厚生/共済年金あり	0.743	[0.437]	0.598	[0.490]	0.766	[0.424]	0.581	[0.494]
繰上げ受給	0.128	[0.334]	0.177	[0.382]	0.114	[0.318]	0.222	[0.416]
期間短縮該当	0.538	[0.499]	0.261	[0.440]	0.644	[0.479]	0.355	[0.479]
N	1,143		2,245		836		1,461	

出典:厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

注:生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。有配偶者は夫婦所得が各々該当する年齢階級の二人世帯の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。無配偶者は本人所得が該当する年齢階級の単身の生活扶助基準未満かどうかで貧困を判断。